

令和2年4月24日

保護者の皆様

杉並区子ども家庭部保育課長

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急事態宣言期間終了後の 保育施設の対応について（令和2年4月24日）

4月9日からの保育園等の臨時休園につきまして、保護者の皆様におかれましてはご自宅での保育にご協力いただきありがとうございます。

国の緊急事態宣言を受けて、杉並区では感染拡大防止のため、以下の保育施設については令和2年5月6日（水曜日）まで原則臨時休園としてきました。国の緊急事態宣言期間を延長するか否かの判断は、連休中との報道もあるため、区として当面の対応を以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

1 対象保育施設

認可保育所、地域型保育事業所（小規模・事業所内・家庭的・居宅訪問）、杉並区保育室、区定期利用、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、グループ保育室

2 緊急事態宣言が継続される場合又は国の方針が明確でない場合

臨時休園を継続します。

臨時休園の期間については、国の緊急事態宣言延長の期間が発表された後にお知らせします。

3 緊急事態宣言が5月6日で解除されることが明確になった場合

(1) （少なくとも）5月9日（土曜日）までは臨時休園を継続とします。

東京都内の新規感染者は依然として多数発生している中、大型連休期間中の保護者及び園児の健康状態を園が適切に把握する必要があることから、緊急事態宣言解除後、少なくとも上記期間中は、臨時休園を継続することとしました。ただし、臨時休園の期間については、状況を見極めながら判断する必要があるため、国の緊急事態宣言の解除が発表された後に改めてお知らせします。

(2) 緊急事態宣言の解除に伴い出勤を必要とする場合

緊急事態宣言の解除に伴い、5月7日以降の勤務を必要とされ、ご家庭での保育が特に困難な方については保育を実施しますので、登園を開始する前に在園の保育所等に申し出てください。

(3) 引き続き登園の自粛をお願いします。

緊急事態宣言が終了した場合であっても、保育園は家にいることに比べて感染リスクが高い環境であること、そして、園児に感染が判明した場合や職員に感染が判明または濃厚接触者と特定された場合などは、施設全部を完全に休園とする場合があります、保護者の方を含め多くの方々にご負担をおかけすることになります。このことから、園内における密の状態を抑制するため、臨時休園期間終了後も、可能な限り登園を自粛していただくとともに、育児休業中の方は引き続きご家庭での保育を継続していただきますようお願いいたします。（在宅勤務の方についてもできる限りご協力をお願いします。）なお、登園の自粛については、現時点では5月末日までといたします。

(4) その他

送迎時にはマスクの着用とソーシャルディスタンスにご協力ください。また、これまでどおり園児が咳や熱等の症状がある場合の登園及び保護者が咳や熱等の症状を有している場合の送迎は絶対におやめください。保育園等での感染を防止するためにご協力をお願いします。

事業主様へ（お願い）

国の緊急事態宣言が解除された場合であっても、保育園は感染リスクが高い環境であることに変わりはありません。この通知に記載のとおり区では、保護者の皆様に登園の自粛を引き続きお願いしていますので、従業員の方の育児休業の延長や在宅勤務等への配慮を引き続きお願いいたします。

4 保育料について

保育の利用日数に合わせて、月額保育料を減額又は免除します。なお、利用日数は各保育施設に確認するため、減額等の手続きは必要ありません。（延長保育料は、減額又は免除の対象外です。）

- (1) 4月分の保育料は臨時休園による減額を行います。詳細は、5月末頃に通知する予定です。

口座振替の場合：4月末引き落としを6月末に変更します。

納付書の場合：減額後の納付書を5月末頃送付します。

- (2) 令和元年度保育料納入通知は、3月分減額を反映後5月中旬頃送付します。

※ 地域型保育事業所をご利用の方は、納付期限等が異なりますので、各園に確認をお願いします。

※ 家庭福祉員、家庭福祉員グループ及びグループ保育室をご利用の方は、納付期限等、後日各園を通じてお知らせします。

5 育児休業の延長等について

- (1) 令和2年4月1日以降に新たに認可保育所等に入所する児童の保護者の育児休業につきましては、5月中に復職をすれば入所要件を満たすとしておりましたが、緊急事態宣言が5月6日に解除された場合でも5月末日までの間、登園の自粛をお願いすることから6月中の復職でも可能とします。

- (2) 就労内定が取り消しとなった場合、5月末日までは求職期間として認めます。

6 その他

これらの対応については、今後の都内における感染状況等に応じて変更する場合があります、その際には改めてごお知らせいたします。

この通知は、区公式ホームページ『保育ホットナビ』にも掲載しています。

(<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kosodate/navi/index.html>)

【問い合わせ先】

子ども家庭部保育課 03(3312)2111（代表）

- 臨時休園に関する事 管理係
- 保育料、入園の相談に関する事 保育相談係
- 家庭福祉員、家庭福祉員グループ
及びグループ保育室に関する事 保育支援係

すぐメール版（案）

令和2年4月24日

保護者の皆様

杉並区子ども家庭部保育課長

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急事態宣言期間終了後の 保育施設の対応について（令和2年4月24日）

4月9日からの保育園等の臨時休園につきまして、保護者の皆様におかれましてはご自宅での保育にご協力いただきありがとうございます。

国の緊急事態宣言を受けて、杉並区では令和2年5月6日（水曜日）まで原則臨時休園としてきました。国の緊急事態宣言期間を延長するか否かの判断は、まだ出ていませんが、区として当面の対応を以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

この通知の詳細は、区公式ホームページ『保育ホッとナビ』に掲載しますので、ご確認ください。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kosodate/navi/index.html>